


「会津を拓く重点要望事項」



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年4月21日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

会津若松市長 室 井 照 平
喜多方市長 遠 藤 忠 一
下郷町長 星 學
檜枝岐村長 星 明 彦
只見町長 渡 部 勇 夫
磐梯町長 佐 藤 淳 一
猪苗代町長 前 後 公
北塩原村長 遠 藤 和 夫
西会津町長 薄 友 喜
会津坂下町長 古 川 庄 平
湯川村長 三 澤 豊 隆
柳津町長 小 林 功
三島町長 矢 澤 源 成
金山町長 押 部 源 二 郎
昭和村長 舟 木 幸 一
会津美里町長 杉 山 純 一
南会津町長 渡 部 正 義

(市町村議会議長)

会津若松市議会議長 清 川 雅 史
喜多方市議会議長 渡 部 勇 一
下郷町議会議長 小 玉 智 和
檜枝岐村議会議長 星 松 夫
只見町議会議長 大 塚 純 一 郎
磐梯町議会議長 鈴 木 久 一
猪苗代町議会議長 渡 辺 真 一 郎
北塩原村議会議長 小 椋 眞
西会津町議会議長 武 藤 道 廣
会津坂下町議会議長 水 野 孝 一
湯川村議会議長 斎 藤 賢 一
柳津町議会議長 齋 藤 正 志
三島町議会議長 青 木 喜 章
金山町議会議長 五ノ井 義 一
昭和村議会議長 馬 場 政 之
会津美里町議会議長 横 山 知 世 志
南会津町議会議長 室 井 嘉 吉

目 次

【最重点要望事項】

- 1 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について 1
- 2 高規格道路「会津縦貫道」及び
「栃木西部・会津南道路」の整備促進について 3
- 3 地方財源の充実と確保について 5

【主に国への重点要望事項】

「社会保障制度」の充実・強化のための要望

- 4 医療に関する施策について 8
- 5 子育て・少子化対策について 10
- 6 福祉施策に係る地方負担の見直しについて 12
- 7 医療費助成制度について 14
- 8 福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び人材養成・確保について . . . 15

「国土の強靱化」を推進するための要望

- 9 道路の整備促進について 17
- 10 八十里越（国道289号）の整備促進について 22
- 11 国道49号「藤峠」区間の安全対策について 24
- 12 社会資本総合整備事業の充実について 25
- 13 水害に強いまちづくりについて 26

「強い産業基盤」を確立するための要望

- 14 森林の整備と林業の振興について 28
- 15 農業の振興について 30
- 16 国営かんがい排水事業等の整備促進について 34
- 17 企業誘致支援と金融対策支援について 35
- 18 再生可能エネルギー発電事業に係る系統増強のための支援について 36

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

19	原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について	38
20	野生きのこ等の出荷制限解除について	40
21	情報通信基盤の整備について	41
22	過疎地域の活性化について	43
23	公的病院の救急医療・小児医療体制に係る地方負担の見直しについて	44
24	J R只見線の持続的運行に向けた負担軽減について	45
25	鉄道の充実・強化について	46
26	交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について	48
27	鳥獣被害対策に係る支援について	50
28	復興係数・歩掛りの被災地特例継続について	53

「教育再生・学力向上」を推進するための要望

29	小規模校における教職員等の配置について	54
30	学校への専門スタッフの配置に係る財政支援について	55
31	スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について	56
32	公立学校施設の整備に対する支援の充実について	57
33	G I G Aスクール構想に係る支援の拡充について	58

【県への重点要望事項】

◆「安全・安心な暮らし」に関する要望

34	18歳以下の医療費無料化の継続等について	59
35	ひとり親家庭医療費助成の充実について	60
36	屋内型子育て支援施設の整備・運営に係る財政支援について	61
37	子どものフッ化物洗口事業の推進について	62
38	自然環境の保全対策について	63

◆「人・きずなづくり／輝く人づくり」に関する要望

39	県立高校の再編以降のあり方について	64
40	小中学校における特別支援教育支援員の配置について	66

◆「産業推進・なりわい再生／しごとづくり」に関する要望

41	会津大学を中心とした産学官連携の推進について	67
42	工業系の高度産業人材育成機関の設置について	68
43	県営工業団地の整備について	69
44	「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」の事業継続について	70

◆「豊かなまちづくり」に関する要望

45	水素エネルギーの普及拡大について	71
46	県営武道館の建設について	72
47	一般国道及び主要地方道等の整備について	73

【最重点要望事項】

最重点要望事項

1 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

国	国土交通省
県	土木部
	東日本高速道路(株)

磐越自動車道（延長 212.7 km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

また、平成 16 年に発生した新潟中越地震においては迂回路として、平成 23 年の東日本大震災においては緊急交通路に指定されるなど、重要な物流経路であります。

しかしながら、現在、会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間では、中央分離帯の無い暫定 2 車線の区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、大規模災害時の緊急応急対策等における課題が顕在化しています。

このような中、令和元年 9 月に 4 車線化の優先整備区間として選定された会津若松 I C～安田 I C間のうち、令和 2 年 3 月に会津坂下 I C～西会津 I C（7.1km）間及び西会津 I C～津川 I C（8.8km）間、令和 3 年 3 月に会津坂下 I C～西会津 I C（1.7km）間及び三川 I C～安田 I C（3.2km）間の 4 車線化について、国土交通大臣から N E X C Oへ事業許可が行われ整備計画が加速化されたところであります。

この区間が 4 車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、速度規制の見直し（毎時 70km から毎時 80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と高速 4 車線という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全 4 車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定 2 車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定 2 車線区間である会津若松 I C～新潟中央 J C T（95.2 km）間を、早期に完全 4 車線化すること。

特に、4 車線化優先整備区間に選定された会津若松 I Cから安田 I C間のうち、事業化区間となった「会津坂下 I Cから安田 I C間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田 I Cから新潟中央 J C T間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に 4 車線化の整備を図ること。

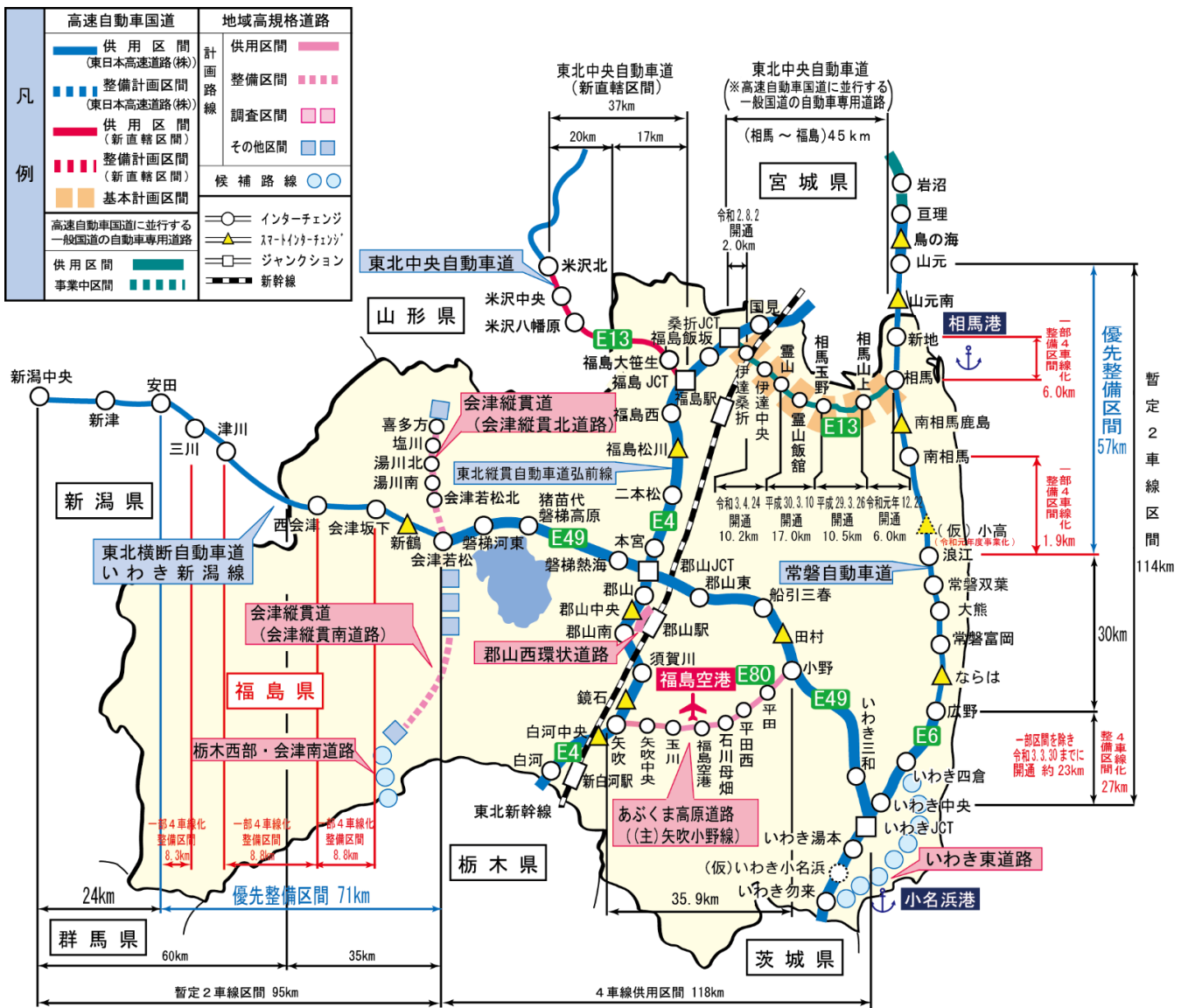
2 付加車線の先行増設対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して増設を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



(上記提供元) 福島県

最重点要望事項

2 高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

国	国土交通省
県	土木部

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連動することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成 27 年 9 月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市から南の地域においては、一般国道 118 号・121 号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側 1 車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害のほか、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞は、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道 118 号・121 号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興・創生を目的とした「第 2 期福島県復興計画」においては復興の基盤となる道路として、また、「ふくしま道づくりプラン」「福島県新広域道路交通計画」においては人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。それぞれの計画に基づき災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動を回復させるためにも、その早期整備が急務であります。

このような中、国から会津縦貫南道路 4 工区・湯野上バイパス（約 8.3 km）の令和 7 年度での開通見通しが発表されたことにより今後、移動時間のさらなる短縮が可能となることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和 2 年 2 月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第 3 次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。

以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた3本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の小沼崎バイパス（4工区）及び下郷田島バイパス（5工区）並びに国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月1日に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

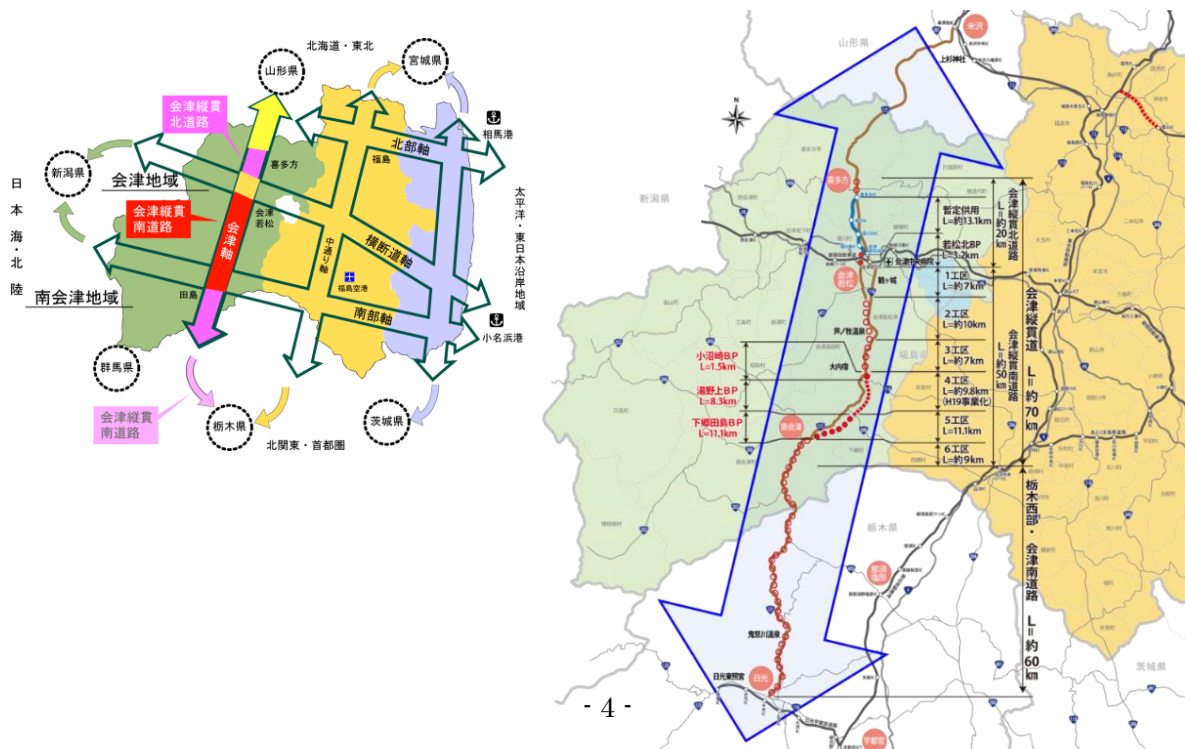
3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

○地域高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



最重点要望事項

3 地方財源の充実と確保について

国	総務省、財務省、国土交通省
県	総務部、土木部

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続しており、とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税など税収面の低迷にも拍車がかかる一方で、少子・高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰は、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、急激な社会・経済情勢の変動にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少によって財政基盤が不安定化しないよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高騰の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、その中においても、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかにあっては、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

特定空き家等の解消も含め、増加する空き家に対応する施策をより円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用等について、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 各種事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

特に、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新・整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じていくこと。

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置について

新型コロナウイルス感染症対策については、これまで影響を受けてきた住民生活や地域経済の活性化に向けた取組を講じていくことが必要であることから、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する財政負担はもとより、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や、感染拡大に伴い大きな影響を受けた地域経済を回復するための各施策等に対し、確実に財政措置を講じること。

8 原油高騰・物価高騰対策に係る財政措置について

ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、物価高騰等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施できるよう、原油高騰・物価高騰対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

9 過疎対策事業債の拡充並びに緊急防災・減災事業債の延長について

過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。

また、豪雨・台風災害など、近年、災害が頻発し激甚化する中において、消防・防災力を強化するために充当することができる「緊急防災・減災事業債」は、事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

【主に国への重点要望事項】

「社会保障制度」の充実・強化のための要望

4 医療に関する施策について

国	厚生労働省
県	保健福祉部

会津地方のみならず、わが国は今、過疎化、少子高齢化の進行により、本格的な人口減少社会へと転じております。

このような中、医療従事者不足、保険制度、医療費等、医療に関連する多くの問題・課題がクローズアップされておりますが、とりわけ地域医療供給体制の充実は喫緊の課題となっております。

現在、自治体病院をはじめとする全国の病院等においては、医師不足が顕著となっており、特に産科医・小児科医の確保は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの最重要課題であります。

また、医療保険制度についても、今後、将来に向けて安定した運営がなされるよう、国によるしっかりとした基盤強化策が求められております。

つきましては、地域医療が住民にとってなくてはならない社会の基盤であることから、住民に良質な医療を効率的かつ持続的に提供できるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 医療従事者の確保について

(1) 深刻な医師不足の解消や偏在を是正するため、医師確保について対策を講じること。

特に、地域医療を担う医師の育成と地域への定着を図る施策を早急に講じること。

(2) 産科医・小児科医の確保については、妊産婦が近くの病院で安心して子どもを産み、その後も安心した子育てができるよう、地方の総合病院に対して十分な対策を講じること。

(3) 病院勤務医・看護師等の労働条件の改善を図る支援策や財政措置を講じること。

(4) 医療従事者が出産・育児休暇等から容易に復職できるような環境整備について、積極的な支援を講じること。

(5) 医療を施す側も施される側も、ともに安心できる公的な無過失補償制度を創設すること。

2 国民健康保険事業について

保険運営の広域化（都道府県単位）については、今後の制度の見直しにおいても引き続き県や市町村との協議を十分に行うとともに、市町村の事務処理システムの改修費用などについて、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、国保財政の安定化のため、国からの財政支援 3,400 億円の確実な執行の継続とさらなる財政支援の拡充を行い財政基盤の強化を図るとともに、低所得者に対する負担軽減策を拡充・強化すること。

3 安心して妊娠・出産ができる環境づくりについて

- (1) 出産育児一時金の充実化は少子化対策にとっても特に重要な部分であることから、自己負担の無い出産ができるよう、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 不妊不育治療に関する情報提供や相談体制を強化するとともに、効果が明らかな治療については国において医療保険の適用とし、支援の拡充を図ること。
- (3) 妊産婦健康診査については、市町村が 14 回程度行う健診回数に対して地方交付税措置が講じられているが、本県の多くの市町村では 15 回の妊婦健診を実施しており、本県は合計特殊出生率が全国的にも高い状況にある。
これら 15 回目の健診に対しても、国において財政支援措置を講じること。

4 予防接種について

インフルエンザ、おたふくかぜ等の予防接種については、早期に A 類疾病の定期接種として位置づけること。

5 へき地医療について

へき地診療所への運営経費補助の拡充と応援体制の充実・強化を図るなど、へき地医療の支援強化を図ること。

また、へき地診療所等における医療提供体制の永続的な安定を図るため、福島県緊急医師確保修学資金等の貸与を受けた者の勤務場所決定にあたっては、国民健康保険直営診療所、市町村立診療所、またはへき地医療拠点病院への配置を最優先するとともに他の公的医療機関等と同様に常勤医師を配置すること。

「社会保障制度」の充実・強化のための要望

5 子育て・少子化対策について

国	内閣府(こども家庭庁)、厚生労働省、 文部科学省
県	保健福祉部、教育庁

近年における少子化の急速な進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下などを引き起こし、社会や経済、地域を基盤から揺るがしかねない大きな問題であります。

少子化の進行は、ライフスタイルの変化など多くの理由が存在しますが、子育てへの経済的負担が大きいことも理由のひとつであり、安心して子どもを産み育てられる環境を早急に整備することが必要です。

つきましては、国が進める「子ども・子育て支援新制度」の着実な推進と確実な消費税増収分からの財源確保を求めるとともに、下記の事項を要望いたします。

記

1 児童手当について

- (1) 児童手当に要する経費は、人件費・事務費を含め全額国庫負担とし、自治体の事務負担については極力軽減すること。
- (2) 現在の児童手当制度は、申請した月の翌月分から支給する制度であり、申請者の請求手続きが遅れると遡及することができないことから、該当月から遡及して支給できる制度とすること。

2 教育・保育対策について

- (1) 教育・保育施設の職員の配置基準の見直しを図るとともに、基準見直しに伴う人件費や物価高騰への対応等の適正な運営確保並びに耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 統合により廃止となった教育・児童福祉施設等の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (3) 保育施設について、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。

3 放課後児童対策について

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」推進のため、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、総合的に推進できる体制を整備すること。

- (2) 障がい児の受入れ、放課後児童支援員等の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営ができるようにするとともに、十分な財政措置を講じ、放課後児童対策のさらなる充実を図ること。
- 4 地域子育て支援拠点事業の補助要件緩和について
「地域子育て支援拠点事業」については、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。
- 5 サービス利用者の負担軽減措置について
児童発達支援等の障がい福祉サービスを利用している児童の教育・保育施設利用に係る利用者負担額について、負担軽減措置を講じること。
- 6 乳幼児の医療費無料化について
乳幼児に対する医療費無料化について、全国一律の国の制度として創設すること。
- 7 国民健康保険税における子どもの均等割について
子どもに係る均等割軽減措置については、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、国の責任において対象を未就学児に限定せず 18 歳以下の子どもとし、その額を 5 割から全額に拡大すること。

6 福祉施策に係る地方負担の見直しについて

国	厚生労働省
---	-------

国における障がい者福祉施策は、市町村がサービスの利用先・内容を決定する措置制度から利用者がサービスを選択する支援費制度へ、さらには障がい者の地域移行を柱とする障害者総合支援法へと移行してきました。

国は安定的な障がい福祉サービスの提供に向けて費用の2分の1を負担していますが、サービス利用者は地域移行とともに年々増加しており、毎年度の事業費の急激な増加による地方負担の増大、さらには、地方自治体における財政力の差によりサービス提供の地域間格差も拡大しています。

さらに、平成28年4月に障害者差別解消法、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい者が地域で生活する権利を保障する取り組みが、より一層市町村に求められており、今後も市町村負担は増加する見込みであります。

また、生活保護世帯の増加等をはじめとする各種扶助費の増大が顕著となっているなか、義務的に発生するこれらの負担は地方財政に極めて過重なものとなっています。

つきましては、全国的に国の制度として行われる福祉施策に対する費用負担区分の見直しをはじめ、国民の生存権に関する施策についてはすべて国の責任において実施されるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 障害者総合支援法に基づく自立支援給付の負担区分について

障がい者の権利保障は国の責務であることを踏まえると、国の負担割合について以前負担していた8/10とし、県1/10、市町村1/10とするなど、市町村財政負担の軽減を図ること。

2 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業補助金について

地域生活支援事業については、市町村の独自事業となっているが、国が必須事業と任意事業を指定し、統合的な補助金として負担をしている。しかしながら、補助金が予算の範囲内となっているため、市町村が事業を実施すればする程に市町村の持ち出しが増えてしまう現象が生じている。

そのことから、任意事業の一般財源化を廃止し、自立支援給付同様負担金に位置づけ、負担割合を国8/10とし、県1/10、市町村1/10とするなど、財源確保を図り市町村の負担軽減を図ること。

3 生活保護法に基づく生活保護費について

生活保護制度は、国民の生存権に関わるナショナルミニマムであり、生活保護法第1条では、すべての国民に対し最低限度の生活を保障することが国の責務であると定められていることから、生活保護費は、国の責任で負担されるべきものである。

したがって、職員の人件費を含め、地方交付税措置によらず、全額国庫負担措置すること。

7 医療費助成制度について

国	厚生労働省
---	-------

医療費助成制度には、償還払い方式と現物給付方式があり、市町村が現物給付方式で助成する場合は、国は国民健康保険療養給付費等国庫負担金を減額することとしています。

国は、現物給付方式にすると医療機関に受診する患者数が増えるとの解釈から、増えた医療費については、国庫負担を減額する仕組みをとっており、現物給付方式であれば、受診する患者にとっては窓口で医療費を支払う負担軽減が図られ、住民サービスの向上や事務の効率化にもつながりますが、多くの自治体が償還払い方式を採用せざるを得ない要因となっています。

医療費助成受給者の中から、収入が少なく償還払いによる一時的な医療費負担が困難なため、現物給付方式への見直しを求める声が寄せられています。

また、現物給付方式は、受給者の一時的な医療費負担を減らすことになり、早期に治療を受けやすくすることを促し、疾病の重度化を防止することで、総医療費を抑制する効果が期待できます。

つきましては、市町村において医療費助成制度の現物給付方式を採用しやすくし、住民サービスの向上を図ることができるよう、下記の事項を要望いたします。

記

市町村が医療費助成の現物給付方式を採用した場合でも、国は国民健康保険療養給付費等国庫負担金を減額しないこと。

「社会保障制度」の充実・強化のための要望

8 福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び人材養成・確保について

国	厚生労働省、内閣府
県	保健福祉部、教育庁

少子・高齢化の進行等により、ますます福祉分野（医療・介護・保育）に対するニーズの増大・多様化が見込まれます。その増大・多様化するサービスを利用者本位の質の高い各種サービスとして提供するためには、医療・介護・保育の現場で働く、看護師・介護福祉士・保育士などの人材の養成と確保が欠かせません。

また、新型コロナウイルス感染症対応に関し、看護師などの医療関係者や、介護職員、保育士などのエッセンシャルワーカーの勤務はこれまで以上に過酷なものとなっています。

この状況に対しては、一定程度の賃金水準の引き上げが行われることとなった一方で、これら福祉分野の職場を取り巻く環境は非常に厳しく、新規就学者の減少や高い離職率と相まって常態的に求人募集が生じており、ニーズに的確に対応できる人材の養成と安定的な確保が喫緊の課題となっていることから、下記の事項を要望いたします。

記

- 福祉分野（医療・介護・保育）におけるエッセンシャルワーカーの処遇改善と財源の確保について
 - 看護職員の処遇改善については、令和4年10月以降は診療報酬で対応することとされました。

そのため、診療報酬改定で対応した場合、国民健康保険の保険者及び被保険者に更なる負担を求めることとなることから、両者の財政負担軽減が図られるよう国の責任において国が負担すること。
 - 介護職員の処遇改善・給与水準等の全体的な引き上げを図ること。

なお、処遇改善・給与水準等の引き上げ分については、介護保険料、介護サービス利用料の負担増とならないよう国の責任において国が負担すること。
 - 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、令和4年10月以降、公定価格が改定され賃金が引き上げされたところであるが、公定価格の見直しに係る賃金引き上げ上乗せ分については、地方の負担とならないよう、国の責任において国が負担すること。

2 福祉分野（医療・介護・保育）における人材の養成と確保への対策として、下記事項に取り組むこと。

- (1) 専門学校等福祉分野への就学援助、及び就職後における研修等の機会の確保並びに費用負担による支援を図ること。
- (2) 若年層から魅力ある仕事として評価され、選択されるために、中学校及び高校などの授業で福祉の必要性を取り上げ、地域福祉を支えることのやりがいや誇りなどを感じられる機会を設けること。
- (3) 就職後における離職を防止するため、就職前に雇用者と求職者との相互理解がなされるよう、公共職業安定所においてマッチングの徹底に努めること。

9 道路の整備促進について

国	国土交通省、財務省
---	-----------

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど道路整備の遅れが顕著であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる分野で住民の生活に深刻な影響が発生していることから、収束後の官民を挙げた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月3日からの大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠区間」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備促進に向けて、下記の事項を要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

2 国道 121 号「大峠区間」の早期復旧について

令和 4 年 8 月 3 日からの大雨等により被災した「大峠区間」の早期復旧に向けて、財源等も含めた対策を講じること。

3 老朽化した橋梁やトンネルの整備について

- (1) 長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 橋梁等の定期点検について、「道路メンテナンス事業補助制度」の補助率の増嵩と、国庫補助金等の特定財源を除いた地方負担額に対する起債を認めること。
- (3) 現在の法律では、一律に 5 年に一度の点検が義務付けられており、点検費用が財政的な負担になっていることから道路構造物の利用状況や前回点検の結果などにより、点検頻度を一律でなく、7 年や 10 年に一度とするなど、自治体の利用実態に沿った管理基準によって延長できるよう制度の見直しを図ること。

4 冬期道路交通対策について

- (1) 除排雪及び道路維持に係る必要額を確保するとともに、適時適切な除排雪を行うこと。
- (2) 雪国における安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道除雪の充実、流雪溝や消雪施設の整備等を推進すること。
- (3) 「豪雪地帯対策特別措置法」の特例措置に基づき、特別豪雪地帯における市町村道の整備等を促進する財源を確保すること。
- (4) 地吹雪による交通障害を解消するため、防雪柵の整備等を図ること。

5 次に挙げる一般国道の整備促進を図ること。

また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮するとともに、適正な維持管理に努めること。

(1) 49 号 【交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代地区：猪苗代町磐根西久保～猪苗代町翁沢長浜	改築（バイパス）
猪苗代・会津若松地区：猪苗代町翁沢長浜～会津若松市湊町大字赤井笹山原	改築（バイパス）
会津若松地区：会津若松市河東町八田～会津若松市一箕町船ヶ森	改築（4 車線拡幅）
会津若松・坂下地区：会津若松市神指町北四合～会津坂下町宮古	改築（拡幅）
会津若松地区：電線共同溝事業（一箕町地区）	電線類地中化
坂下地区：会津坂下町宮古～会津坂下町新富町	改築（拡幅）
柳津・西会津地区：藤峠勾配緩和、事前通行止め措置解消（柳津町藤～西会津町宝坂）	改築（道路改良）

(2) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（芦ノ原～二川橋）	改築（拡幅）
下郷町（小沼崎地内）	改築（バイパス）
会津若松市古川町～門田町	改築（歩道拡幅）

(3) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
下郷町（大内宿入口交差点）	改良
南会津町田島地内（踏切）	防雪（無散水消雪）
南会津町田島地内（田島バイパス下郷側接続部）	改築
山形県米沢市地内（大峠区間）	災害復旧

(4) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改良 (拡幅・スノーシェッド)
三島町～金山町～只見町（冠水区間）	改築（浸水対策）
金山町中川～水沼地区	改築（拡幅）
柳津町～只見町只見地内	2次改築（防雪工事）
只見町宮渕地内～六十里越（新潟県境）	改築（防雪工事）
会津若松市七日町地内	電線類地中化、無散水消雪

(5) 289号 【狭隘・屈折・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町針生地内	改築（登坂車線）
南会津町片貝～下山地内	改築（拡幅）
只見町小林～大倉地内	改築（バイパス、橋梁）
只見町長浜地内	改築（バイパス）
只見町只見地内	改築（拡幅）
八十里越	改良（ずい道化）
南会津町東地内	防雪（無散水消雪）
南会津町静川地内	改築（歩道整備）

(6) 294号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町（原地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（四ツ谷地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（小坂地内）	線形改良

(7) 352号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町（中山峠）	改良（拡幅・防雪（無散水消雪）・橋梁新設）
南会津町松戸原～福渡間	改築（拡幅）
南会津町～檜枝岐村～県境金泉橋間	改築（拡幅・防雪）
南会津町たのせ～耻風間	改築（拡幅）
南会津町内川～大原	改築（拡幅）

(8) 400号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（田島バイパス3工区）	改築（バイパス）
昭和村大芦地内	改良（拡幅）
金山町坂井地内	改良（勾配修正）
金山町川口地内	改良（拡幅）
金山町堂平地区	改良（拡幅）
杉峠（杉峠工区）※冬期間の通行止め解消	改良（ずい道化）
三島町（三島大橋～高清水橋）	改良（拡幅）
南会津町高野地内	改良（拡幅）

(9) 401号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側 (※現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車 で通行できる道路が存在しない日本で唯一の県境で ある。)	調査
南会津町 大新田～古町間	改築 (自歩道拡幅)
南会津町 木伏地区	改良 (橋梁)
新鳥居峠 (冬期通行不能)	改築 (ずい道化)
博士峠 (冬期通行不能)	改築 (ずい道化)
会津美里町永井野地内	改築 (拡幅)
会津美里町権現宮地内	改良 (拡幅)
会津若松市北会津町(高田橋)～会津美里町(鶴沼橋)	改築 (拡幅)・交差点改良
昭和村大芦地内	改築 (バイパス)

(10) 459号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築 (拡幅)
西会津町奥川大字大綱木地内 (字反口)	改築 (線形改良)
喜多方市 (上町工区) 上町～新町間	改築 (電線地中化・消雪施設)
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築 (拡幅)
喜多方市宮古～堂山間	改築 (バイパス)
北塩原村京ヶ森～長峯間	改築 (歩道整備)
裏磐梯～猪苗代町三ツ屋間	改築 (拡幅)

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。

「国土の強靱化」を推進するための要望

10 八十里越（国道289号）の整備促進について

国	国土交通省
---	-------

国道289号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8kmの峠越えの部分であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備しています。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ78分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が1時間圏域となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備促進について

八十里越の通行不能区間を早期に解消し、国道289号の全線開通を図ること。

2 国土強靱化の予算確保について

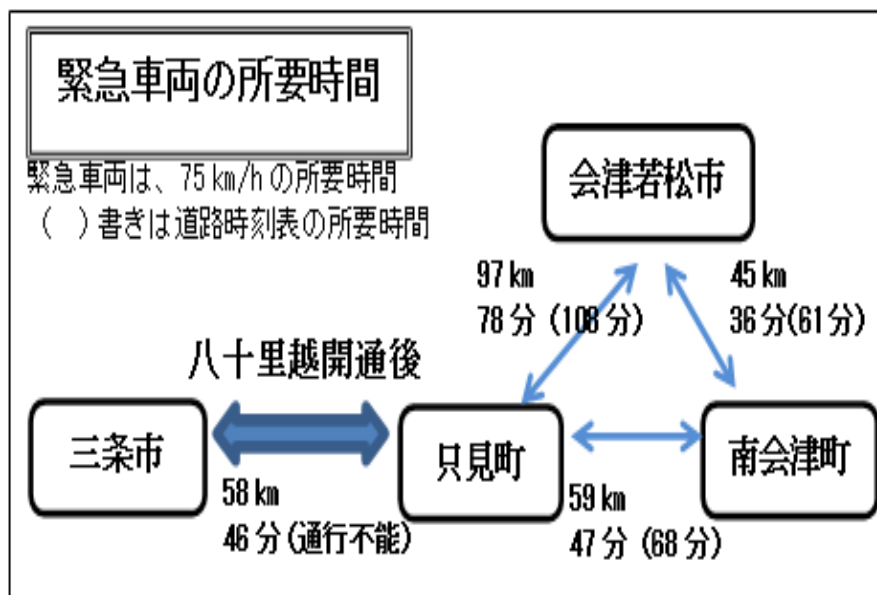
近年の激甚化・頻発化する災害に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するための、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を促進すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(新潟県 HP より転載)



「国土の強靱化」を推進するための要望

1 1 国道 49 号「藤峠」区間の安全対策について

国	国土交通省
---	-------

国道 49 号は、福島県いわき市を起点とし会津地方を横断して新潟県新潟市に至る総延長 249.4 km の南東北で唯一、太平洋と日本海を結ぶ国直轄管理の国道であり、地域の交流や連携と沿線地域の産業・経済を支える重要な路線であるとともに、地域住民の通勤・通学、通院や買い物などの日常生活を支える生活道路としても重要な役割を果たしています。

しかしながら、柳津町と西会津町との中間に位置する「藤峠」については、急勾配（西会津町側：6%、柳津町側：5%）区間が 6 km にも渡って続く難所であり、冬期間には車両のスリップ事故や大型トラックのスタックに起因する渋滞や通行止めが毎年繰り返し発生しているところでもあります。また、この「藤峠」は急峻な山間を通過していることから、夏場にあっても、連続雨量 150mm を超えると通行止めとなり、経済活動を始め通勤・通学・通院等の住民生活にも深刻な影響を与えています。

つきましては、国道 49 号利用者や地域住民の安全・安心確保のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 藤峠関連事業の整備促進について

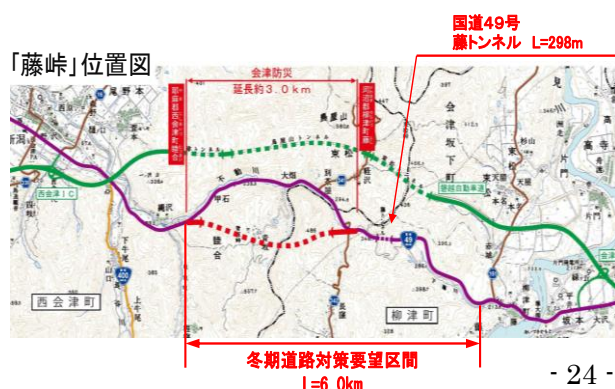
冬期間も安全・安心に車両が通行できるよう、国道 49 号藤峠に関連する「会津防災事業」、「滝額付加車線整備事業」、「藤大田地区付加車線整備事業」、「菅沢地区付加車線整備事業」の早期完成を目指し事業推進を図ること。

2 通行止め措置の解消について

防災事業を早期事業化し、現行の連続雨量 150mm での通行止めの解消を図ること。

3 道路整備の予算確保について

地域の実情を十分踏まえ、道路の整備・維持管理に必要な予算を十分確保すること。



「国土の強靱化」を推進するための要望

1 2 社会資本総合整備事業の充実について

国	国土交通省、財務省
県	土木部

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、社会資本総合整備事業における予算確保に努めること。

2 事業採択について

事業採択においては、事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、防災・減災、国土強靱化のための「5か年加速化対策」の予算を確保するとともに、着実に実施すること。

また、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和6年度以降も制度構築や予算を確保すること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

1 3 水害に強いまちづくりについて

国	国土交通省
県	土木部

会津地方では多くの河川が流れており、観光やかんがい用水として利用されるなど当地方の貴重な資源である一方、近年の地球温暖化の影響と考えられる局地的集中豪雨が多発する中、平成23年7月の新潟・福島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風では、甚大な被害を受け、河川における災害対策など水害に強いまちづくりが求められています。

会津地方を流れる阿賀川は、下流部は狭窄部の影響により、大雨時における水位上昇が著しく、古くから内水氾濫及び漏水等の被害が発生し、現在も沿川の道路を度々冠水させ、通行止めや一部地域の集落においては地域住民が自主避難をする状況となっています。

また、新潟県境に近い会津西北部（西会津町滝坂地区）は、国内最大級の地すべりが懸念される地区であり、大規模な地すべり災害が発生した場合、その被害は、福島県域に収まらず下流域の新潟県まで甚大な被害が予想されます。

さらに、豪雨による氾濫は地域住民の生活を脅かすことから、当地方を流れる阿賀川や、外の河川において防災対策が図られるとともに、水害を最小に抑えるための排水機能の強化が必要です。

つきましては、住民の安全・安心な生活を確保するため、当地方を流れる河川の整備など水害に強いまちづくりに関する下記の事項を要望いたします。

記

1 阿賀川河川整備計画（平成28年策定）の整備推進について

- (1) 平成21年度から改修が行われている阿賀川下流部の会津坂下町（長井地区）の狭窄部開削拡幅工事の早期完成を図ること。
- (2) 阿賀川上流部の会津若松市（三本松地区）の流下能力が不足する箇所について、河道掘削等の対応を図ること。

2 阿賀川下流圏域河川整備計画（平成16年策定）の整備推進について

阿賀川の河岸について、改修不要区間の見直しと、西会津町の一部（町道柴崎滑沢線、柴崎橋立線及び下野尻端村線付近）などの阿賀川の水位上昇による冠水、通行止めとならないよう整備推進をすること。

3 会津地方を流れる一級河川の整備推進について

豪雨等による住宅や道路等の洪水浸水対策のため、阿賀川以外にも会津地方を流れる一級河川の重要水防区域等における弱小堤防対策及び堤防浸透対策の推進を図ること。また、河川の流下能力を高めるため、土砂の浚渫や雑木伐採等の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めること。

4 内水・外水氾濫に備えた治水対策の推進について

局地的集中豪雨等に備え、平成30年度より水位計が増設されたことから河川観測の強化が図られたが、河川監視体制強化のため、ライブカメラの設置や橋梁部分への量水標の整備を推進させるとともに防災情報の共有化など、引き続き危機管理体制の強化を図ること。

また、中小河川における水位周知河川への追加指定と早期の洪水浸水想定区域図の作成に努めること。

さらに都市部の溢水対策としての下水道の雨水幹線整備や水防活動への財政的支援の拡充を図ること。

5 西会津町滝坂地区直轄地すべり対策事業の推進について

滝坂地区直轄地すべり対策事業について、さらなる予算の確保と整備推進を図ること。

6 国土強靱化の予算確保について

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、安全・安心な社会・水害に強いまちづくりを実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、必要・十分な予算を確保した上で事前防災対策を計画的に実施すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても引き続き国土強靱化に必要な予算を確保すること。

7 令和4年8月3日からの大雨等による災害復旧事業の促進について

令和4年8月3日からの大雨等による災害については、激甚災害として指定されたところであり、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるよう、一の戸川、宮古川、姥堂川、濁川などの被災した一級河川の早期復旧と河川改修や河道掘削などの更なる治水対策の早期実施、並びに、集中豪雨時における内水排除のための浸水対策を講じること。

8 国における災害対応体制等の充実・強化について

大規模災害等への事前の備えや初動体制の強化に向けて、被災した自治体への職員派遣や技術的助言及び財政支援などを強化するため、地方整備局の体制充実・強化や災害対応に必要な資機材のさらなる確保に努めること。

また、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるため、流域全体で取り組む「流水治水プロジェクト」について引き続き技術的支援を行うこと。

「強い産業基盤」を確立するための要望

1 4 森林の整備と林業の振興について

国	農林水産省（林野庁）、環境省
県	農林水産部

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や濁水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、国は新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組を進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。

(3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

2 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

3 治山対策事業の推進について

会津地域の森林の多くは、急峻な地形や脆弱な地質の上に存していることに加え、梅雨、台風等による集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあることから、山地災害が発生している。

令和4年8月3日からの大雨時には、既設治山ダムを越えて土砂が流出し、生活道路や農地等に流れ込むなど、住民の生活を脅かす事態が発生した。

特に治山ダムにあっては、満砂によって溪岸の侵食防止や山脚の固定といった機能を発揮しているものの、施設の老朽化が進み、豪雨時には新たな浸食箇所等から土砂が流入するなど治山機能の低下が懸念される。

気候変動による災害が激甚化・頻発化している状況下において、地域住民の安全・安心な生活を確保するためにも早急な対策が必要であることから、治山ダムについて既存施設の点検を実施するとともに、点検結果に基づいた整備促進を図るなど、機能の維持・強化に努めること。

「強い産業基盤」を確立するための要望

1 5 農業の振興について

国	農林水産省、経済産業省、復興庁
県	農林水産部、観光交流局

農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な生命産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料や農業生産資材の多くを海外に依存する我が国にとって、これらの安定的な確保とともに、食料自給率・自給力を高めていくことが喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する主食用米の需要減少によって、コロナ禍前と比べ全国的に米価が下落しており、今後も人口減少等による需要減少傾向が継続すると見込まれ、米価下落が地域経済に深刻な影響を与えるだけでなく、稲作農家の営農意欲の減退は、離農や耕作放棄地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 食料安全保障対策の強化について

世界的に食料の安定供給、食料安全保障の重要性が高まっているところであり、これらは国の基本的な責務であることから、先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の生産基盤強化・消費拡大に積極的に取り組むこと。さらに、食料の安定供給や食料生産等に大きな支障が発生した場合に備え、農業生産資材等の調達先の多様化と備蓄の強化を図ること。

2 水田農業の経営安定化について

- (1) 米価下落の原因となっている過剰在庫を解消するため、国が主食用米の新たな消費拡大策を展開するほか、非主食用米への転換に向けた更なる支援や助成拡充を図ること。
- (2) 水田農業の経営安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、水田活用の直接支払交付金の拡充・恒久化や米価下落等に対する収入保険制度やナラシ対策などセーフティネットの充実を図ること。

(3) 令和6年度以降の飼料用米の多収品種の推進に向けて、種子注文の動向を捉え、種子の確保を確実なものにすること。

また、飼料用米に係る「ふるい下米」の取扱いについては、令和5年度より水田活用の直接支払交付金の交付対象から除く運用となることから、水稻に係る需給状況や現場の実態を踏まえて、従前の運用継続に向けた再検討を行うこと。

3 畑作物の本作化対策について

水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、生産現場では将来の産地形成に向けた話し合いや取組に着手していることから、令和6年度以降も水田を畑地化して畑作物の本作化に向けた支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

4 農業生産資材高騰対策について

(1) ウクライナ情勢の長期化等により農業生産資材の更なる価格上昇が懸念されることから、肥料や輸入粗飼料等の農業生産資材の高騰に対応した新たなセーフティネット制度の創設を図ること。また、配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。

(2) 農業生産資材費全般の高騰の影響を受けている稲作農家の再生産確保に向けた支援として、肥料だけではなく生産資材全般の購入に対する助成制度を継続するとともに、生産者が各種制度を有効に活用できるよう、要件緩和や補償範囲の拡大など制度充実を行うこと。

5 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る規制撤廃・数量拡大及び風評対策について、政府が一体となり、国全体で強力で推進すること。

6 農業農村整備事業の推進について

食糧の安定供給や農業生産性の向上の観点からはほ場整備や農道整備さらには老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

7 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であり、地元からの期待も非常に大きく、今後も共同活動や長寿命化活動の増加が見込まれることから、本交付金の事業を着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付金事務の簡素化を図ること。

8 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

地域の農林産物や気候風土、農村文化を生かした体験活動などを通じ、都市と農山漁村の交流人口の拡大を図り地域の活性化を進めるべく、都市住民や訪日外国人らによる農山漁村滞在の拡充に向けた施策を推進するとともに、地域の取組を支援すること。

9 新規就農者育成総合対策について

- (1) 新規就農者育成総合対策の活用による交付金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、認定新規就農者への交付及び継続交付対象者への満額交付に要する予算を確実に確保し、より多くの新規就農者が活用できるよう制度の安定化を図ること。
- (2) 令和5年度から「実質化された人・農地プラン」が「地域計画」に変更され、当該計画への位置付けが事業採択の要件になるものと推測されるが、地域計画の策定が困難な集落での就農希望者もいることから、上記採択要件の緩和措置を講じること。
- (3) 新規就農者育成総合対策経営発展支援事業について、過年度に経営を開始した認定新規就農者も対象となるよう検討すること。

10 地域農業を支える担い手への支援について

地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じ、農業用機械・施設の整備に対する支援の充実を図るとともに、予算の確保に努めること。

1.1 「強い農業づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、新たな整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

については、国補助事業の採択にあたり、地域の実状に即し施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

1.2 「地域計画」の策定に向けた取組について

- (1) 農業上の利用を行う農用地等の区域全てについて、令和6年度末までに「地域計画」を策定することが求められているが、その基礎となる「実質化された人・農地プラン」が未作成の地域も多く、市町村によって集落数や実情も様々であることから、策定期限の延長を検討すること。
- (2) 「地域計画」においては、将来、農地を利用する者として、これまでの「人・農地プラン」の中心経営体に加え、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体等の位置付けも可能となるが、これらの多様な経営体を将来の地域の担い手として育成し、農地集積・集約化に結び付けられるよう支援策を講じること。
- (3) 「地域計画」の円滑な策定に資するため、優良事例の収集・共有や策定が困難な地域への対応等、策定に向けた支援の充実を図ること。

「強い産業基盤」を確立するための要望

16 国営かんがい排水事業等の整備促進について

国	農林水産省
---	-------

会津地方は、全国でも有数の米の産地であるとともに、風土に適合した野菜や果物などが高品質で生産される優良農業地帯であります。

これも、国営会津北部土地改良事業（昭和 48 年度から平成 3 年度）及び国営会津南部土地改良事業（昭和 52 年から平成 5 年度）などにより、頭首工や用水路等の基幹農業水利施設が整備され、農業生産性の向上と農業経営の安定化が図られたことによるものです。

しかしながら、両事業により整備された施設は、経年劣化により農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたことから、新たに国営かんがい排水事業として「会津南部地区(平成 27 年度から令和 6 年度予定)」及び「会津北部地区（平成 28 年度から令和 6 年度予定）」が事業採択され、既存の頭首工や用水路等の農業水利施設の更新等や既設小水力発電所の改修が進められております。

つきましては、施設の長寿命化を目的とした改修により、農業用水の安定供給と施設の維持管理経費の軽減を図るとともに、農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、一日でも早く事業が完了し、早期に整備効果が発揮されるよう下記の事項を要望いたします。

記

国営かんがい排水事業「会津南部地区」及び「会津北部地区」の計画的な事業促進と、令和 6 年度事業実施に必要な予算を確実に確保すること。

また、その他の国営かんがい排水事業等で整備した施設についても、施設の状況等を鑑み、長寿命化に向けた調査と対策を進めること。

「強い産業基盤」を確立するための要望

1 7 企業誘致支援と金融対策支援について

国	復興庁、財務省（金融庁） 経済産業省
---	-----------------------

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、経営に対する不安が尽きない状況にあり、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

「強い産業基盤」を確立するための要望

1 8 再生可能エネルギー発電事業に係る系統増強のための支援について

国	経済産業省（資源エネルギー庁）
県	企画調整部

政府は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を行い、福島県においては、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すという目標を掲げるなど、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーに係る取組は、地球温暖化防止やエネルギーの自給率向上に欠かせないだけでなく、雇用や経済循環の創出など、地域の振興や活性化の観点からも大変重要な事業となっています。

このような中、会津地方においては現在、系統への接続のためのアクセス線の敷設等に莫大な費用が必要となるため、建設計画の断念や延期を余儀なくされているとの声が寄せられており、地域への再生可能エネルギー導入が進まない状況にあります。

また、会津地方においては、現在、ごみ焼却処理施設の新たな整備を進めている一部事務組合があり、当該施設整備は国の「循環型社会形成推進交付金」の対象とされている一方で、電気事業者による系統連系の一連の手続・プロセスに時間を要するほか、費用負担の算定が困難となることなどが円滑な事業進捗を阻害する要因となっております。

つきましては、会津地方においてエネルギーの地産地消による地方創生を図り、さらに2050年までにカーボンニュートラルを達成することは重要な責務であると捉えていることから、再生可能エネルギー導入のための環境整備として系統の運用に関し、下記の事項を要望いたします。

記

1 系統の増強推進、費用負担に係る財政支援等について

- (1) 系統連系に必要なとなる系統の容量確保のため、系統増強を国や県が主導して推進すること。
- (2) 系統連系に必要なとなる発電事業者及び一般送配電事業者が負担すべき費用に対する財政支援を行うこと。

2 系統運用の合理化について

再生可能エネルギーの優先的な接続を推進するとともに、「日本版コネクト&マネージ」の推進により、より多くの再生可能エネルギーが系統に接続できるような制度とすること。

また、令和4年度より開始された配電事業ライセンス制度については、配電事業を行おうとする事業者への技術的、財政的支援を行うとともに、一般送配電事業者への指導等、配電事業が円滑に行われる環境整備を行うこと。

3 廃棄物処理施設整備に係る系統連系のための施策について

財政状況が厳しい地方自治体において、ごみ焼却処理施設の整備を進めるためには、発電による売電収入を財源とした収支計画を立て、なおかつ「循環型社会形成推進交付金」を活用することが必要となっている。

については、住民生活に不可欠のインフラであるごみ焼却施設の整備を円滑に進めるとともに、再生可能エネルギーの事業化を推進するため、地方自治体が整備する系統連系については、事業の実施決定や予算措置等を円滑に行えるよう制度改善を行うこと。

特に、ごみ焼却施設の整備を含む公共施設の整備にあたっては、優先的に系統連系ができるよう、早急に国としての施策を講じること。

19 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

国	復興庁、各関係省庁
県	各関係部局庁

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、ALPS処理水の海洋放出の方針が示される中で風評の影響は根強く、教育旅行者数の来県に係る動向も不明瞭であり、さらに農産品価格など農業をはじめとする各分野への影響を未だに受けている状況にあり、その対策を継続して実施する必要があります。

また、令和4年12月には国の原子力損害賠償紛争審査会より、原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針の第5次追補が決定、公表されました。自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点のもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第5次追補について

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれないため、継続した取り組みが必要な状況にあることから、風評被害対策を目的とした財政支援制度を確立すること。

4 農林畜産物の販売促進支援について

農林畜産物について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

5 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいない。

特に、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実地での安全性の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

20 野生きのこの出荷制限解除について

国	復興庁、厚生労働省、農林水産省
県	保健福祉部、農林水産部

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和3年3月に検査方法のガイドラインが一部見直され、マツタケに限り非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の多くのきのこは、「野生きのこ」と一括りに出荷制限されていることにより、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値 50 ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇ったきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこの出荷制限解除について

マツタケについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷ができるよう制度が改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるようにすること。

また、検査体制の構築にあたっては、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和6年度以降も継続すること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

2 1 情報通信基盤の整備について

国	総務省
県	企画調整部、危機管理部

現在、国においては情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正するとともに、その利活用を促進し、住民生活の向上及び地域経済の活性化を図っているところであります。

しかしながら、会津地方は山間部を多く抱えていることから、不感地帯対策としても多額の経費が想定されるとともに、市町村の財政状況も極めて厳しいことから、財政負担の大幅な軽減を図らなければ、整備を推進することが難しい現状にあります。

一方、携帯電話のサービスエリアについては順次拡大していますが、当地方の山間部では依然として未整備の地区が存在しており、特に、只見ユネスコエコパークのエリア内である会津朝日岳登山道周辺や、全線開通予定の国道289号八十里越沿線のエリアについては未整備エリアとなっているなど、災害時等の安全確保が急務となっています。

携帯電話は、今や生活必需品であり、防災・災害・緊急時の通信手段として必要不可欠であることから、事業者との連携のもと、早急な整備が求められています。

つきましては、地域住民が安全・安心な暮らしを維持できるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 防災無線のデジタル化対策等への財政支援について

防災情報施設のデジタル化や災害に強い情報通信技術（ICT）を活用した新たな情報通信基盤整備及び多用な戸別受信端末装置の整備について、市町村にとって非常に大きな財政負担となるため、国や県によるさらなる財政支援措置を講じること。

2 携帯電話サービスエリア外地区の早期解消について

- (1) 移動通信用鉄塔施設の整備促進により、携帯電話等のサービスエリア外地区の早期解消を図ること。
- (2) 財政基盤の弱い市町村では施設整備が困難な状況にあることから、国が積極的に財政措置を講じること。

3 テレビ難視聴地域公共ケーブルテレビ及びテレビ共聴施設の近代化・耐災害化支援について

近年、甚大な自然災害が相次いでおり、公共ケーブルテレビ・テレビ共聴施設が被災して長時間にわたり放送が視聴できなくなるような老朽設備を再整備する必要があることから、公共ケーブルテレビ・テレビ共聴施設における老朽設備の耐災害性を向上するための再整備に対する財政支援「共聴施設ネットワーク強靱化支援事業」を令和5年度以降も継続すること。

2 2 過疎地域の活性化について

国	総務省
---	-----

過疎対策につきましては、令和3年度から新過疎法が施行されました。会津地方は、会津若松市など2市町村を除く15市町村が過疎地域に指定されております。

各市町村においては、依然として人口の流出や雇用環境の悪化等、早急な対応を要する課題が山積し、長期的な視点に立った実効性のある対策が求められております。

過疎地域が健全に維持されることは、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域であるとともに、都市部も含めた国民全体の安全・安心な生活の実現に寄与するものであり、過疎地域と都市部が相互に支え合う、新しい「持続可能な共生社会」の形成に資するものであります。

つきましては、より地域の実情に合致した取組が図られるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 過疎地域の活性化に向けた財政措置について

過疎化や高齢化が進行している、いわゆる「水源の里」において、農林畜産業等の振興や集落の活性化等が図られるよう積極的な財政措置を講じること。

2 生活基盤の確立について

医療・交通・雇用の確保、教育環境や道路・上下水道・情報通信基盤の整備等を、広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。

3 税制等優遇措置の強化について

産業活動の活性化に必要な高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図るとともに、企業誘致や企業経営に対する税制等の優遇措置を強化すること。

4 雇用創出への支援策について

自然環境、景観等の維持・保全に対する支援を行うとともに、森林の管理、農地の活用、地域資源の活用等、過疎地域の特性を活かした事業を振興し、新たな雇用を創出するための支援策を講じること。

2 3 公的病院の救急医療・小児医療体制に係る地方負担の見直しについて

国	総務省
---	-----

全国的に高齢化が加速し、今後高齢者の救急搬送患者が増加すると予測される中で、救急病院の体制維持に係る人件費などの多額のコストに見合う診療報酬の措置がなく、救急体制による病院経営の逼迫や、医師、看護師不足などの理由により、救急告示病院の減少が課題となっています。

そのような中、会津坂下町の福島県厚生農業協同組合連合会「坂下厚生総合病院」は、会津西部に位置する唯一の第二次救急医療機関として 24 時間体制で救急医療に取り組むとともに、同地域における唯一の小児科病床を有する病院として機能しており、近隣市町村の助成により地域医療を支えています。

また、会津美里町の福島県厚生農業協同組合連合会「高田厚生病院」においても、町内唯一の第二次救急医療機関としての機能を維持し 24 時間体制で救急医療に取り組んでおります。

特に、会津美里町の南部から隣接市町の病院を受診するためには、移動に 30 分以上の時間を要し、公共交通の利便性が低い地域住民にとっては大きな負担となることから、公的医療機関として地域医療の中核を担う高田厚生病院に対し、同町において財政支援を行い、初期救急医療体制の維持に努めているところです。

公的病院への市町村からの助成に対して、助成額の全額が特別交付税により措置されていましたが、平成 28 年度からは助成額への措置率が 8 割へと減額措置されたところがあります。

地域医療の維持は、住民生活の根幹に関わることであり、その中核をなす公的病院への財政支援は必要不可欠であると考えますが、地方の財政状況は依然として厳しい状態にあり、特別交付税措置率が低減され地方負担が増える事態となれば、地方財政を圧迫し地域医療を維持出来ない状況となることから、下記の事項を要望いたします。

記

地域住民に安全と安心を基本とする救急医療・小児医療提供ができる体制を確保するための財政措置として、市町村からの助成額の全額を特別交付税により措置すること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

2 4 J R 只見線の持続的運行に向けた負担軽減について

国	国土交通省
県	生活環境部、商工労働部 観光交流局、教育庁

平成23年7月の新潟・福島豪雨により橋りょうが流失し、会津川口駅～只見駅間が不通となっていたJ R 只見線については、上下分離方式により鉄道で復旧させる方針が取りまとめられ、平成30年6月から復旧工事に着手、令和4年10月に全線再開通となりました。

また、復旧にあたっては黒字の鉄道事業者でも国の補助が受けられるよう、鉄道軌道整備法が改正され、J R 只見線を含む地方の赤字路線の災害復旧に向けて大きな弾みとなりました。

このようにJ R 只見線は、復旧後の運行体制を整えたところではありますが、上下分離方式の採用に伴う運営経費の負担は、地元市町村にとって重く、かつ、長期にわたるものであり、財政状況はさらに厳しくなるものと懸念されます。また、只見線の利活用が図られるためには、沿線地域のみならず会津地方全域にわたる地域振興事業の推進が不可欠であることなど、持続可能な運行体制の維持が大きな課題となっております。

つきましては、会津地域振興のシンボルであるJ R 只見線が将来にわたって安定的な運行が確保されるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 市町村の負担軽減措置について

上下分離方式の採用に伴い地元自治体が負担する運営経費について、負担軽減を図ること。また、財政支援措置を講じること。

2 地域振興事業への支援について

只見線利活用計画に基づき展開される様々な地域振興事業等への協力・支援を行うこと。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

2 5 鉄道の充実・強化について

国	国土交通省
県	生活環境部
	東日本旅客鉄道(株)

会津地方は国土縦走型の交通体系から離れた地域にあるため、鉄道交通の利便性強化が強く求められております。

当地方においては、J R磐越西線、J R只見線、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線が運行し、通勤や通学、さらに高齢者の買物や通院のための移動手段として利用され、運行本数の増加等、更なる利便性の向上が求められております。

また、当地方を訪れる観光客やビジネス客からは、高い速達性や定時性、車両空間の快適性なども求められており、今後も生活路線と観光路線の両面での強化が必要となっております。

特に、J R磐越西線においては、令和4年8月の豪雨により「濁川橋りょう」の倒壊や複数個所の被災が発生しましたが、これらの早期復旧が図られることで、生活・観光路線としての重要性が改めて認識されたところでもあります。

さらに、会津鉄道・野岩鉄道については、沿線地域の人口減少等により厳しい経営を強いられ、福島県と全会津17市町村が一丸となり支援していますが、市町村財政も大変厳しい状況にあります。一方、列車の安全運行に対する投資は必要不可欠であることから、国・県による確実な財政支援を行うなど、当地方において重要な役割を担っている鉄道の充実・強化につきまして、下記の事項を要望いたします。

記

1 J R磐越西線について

- (1) 磐越西線の利便性と快適性を向上させるため、リクライニングが可能な指定座席を増設すること。
- (2) 運行時間の短縮や運行本数の増加が図られるよう、一部区間の複線化について検討すること。
- (3) 東北・上越両新幹線を結ぶ観光ルート開発のため、郡山～新潟間に特急列車、イベント列車及びリゾート列車等の運行充実を図ること。
- (4) 接続ダイヤの改正等、所要時間の短縮に向けた取組を継続して行うこと。
- (5) 非電化計画については、利便性や地域の活力低下を招かないよう、関係自治体からの意見を丁寧に聴くこと。

2 J R只見線について

- (1) S Lの再運行及びトロッコ列車などイベント列車の運行を継続すること。

(2) 運転本数の現状維持と利用しやすいダイヤの編成を図ること。

特に、帰宅時間帯には「会津若松～会津川口間」の上下線の運行を確保し、通勤通学の利用者の利便性向上を図ること。

また、令和4年度の福島県立大沼高等学校と坂下高等学校、会津農林高等学校と耶麻農業高等学校の統合以降、今後は利用状況の変化や地域の実情を十分に踏まえるとともに、全線運転再開による多くの観光客利用に対応するため、ダイヤの増便や改正又は車両追加を行うほか、磐越西線への乗り入れや乗り換えに伴う時間短縮などによる利便性向上を図ること。

(3) 同線は、並走する国道252号の一部が冬期通行止めとなることから、豪雪に十分対応できる鉄道路線として安全・定時運行を確保し、防雪施設・除排雪車両の整備に万全を期すこと。

また、降雪等により計画運休を講じる場合は、代行バスを運行すること。

(4) 海外に向けて、只見線から見える絶景など魅力の発信を強化し、利用促進につなげること。

(5) 同線は、観光路線として高い評価を得ていることから、郡山駅や新潟駅から只見駅までの直通など、リゾート列車の運行を検討すること。

(6) 上越新幹線浦佐駅への直通乗り入れ及び当該直通列車に係る上越新幹線への乗り継ぎの円滑化を図ること。

3 第三セクター会津鉄道・野岩鉄道について

(1) 安全性の確保を図るための鉄道軌道安全輸送設備等整備事業において、第三セクター鉄道が実施する設備や老朽化施設の更新に対する十分かつ確実な予算の確保に加え、国庫補助率の引き上げ及び車両検査に係る費用を対象事業とすることなど制度の拡充を図ること。また、第三セクター鉄道の厳しい経営状況や沿線自治体の負担増を踏まえ、経営安定化のための支援措置を図ること。

(2) JR喜多方駅における会津鉄道快速列車の運行本数の増加に努めるとともに、野岩鉄道並びに東武鉄道との連携のもと、鬼怒川温泉駅発新宿駅乗入れ特急列車の運行本数の増加と自由席の連結、並びに接続ダイヤの充実に努めること。

(3) 「お座トロ展望列車」等、イベント列車の喜多方駅乗り入れを更に増加し、喜多方駅～鬼怒川温泉駅間についても紅葉シーズン等、定期的運行の実現に努めること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

2.6 交通施策の充実及び交通安全対策の推進等について

国	国土交通省、経済産業省
県	生活環境部、警察本部

地域内を運行している公共交通機関は、他に交通手段を持たない住民の通学・通院、さらには食料品・日用品の買物など、日常生活に欠かせない移動手段であります。

しかし、モータリゼーションの進展等により、バス等の利用者は急激に減少しており、事業者は路線の廃止や減便を余儀なくされ、経営的にも困難な事態にまで追い込まれています。さらに新型コロナウイルス感染症により公共交通機関の利用は激減しており、運行路線に対する影響が大変大きい状態となっております。このことから補助基準の見直しをされたところですが、この影響は一過性のものではなく今後も続くものと思われま

す。また、すでに路線が休廃止された地域においては、地域住民の移動手段を確保するため、デマンド型交通システムによる乗合タクシー等が今後ますます重要な役割を果たすものと考えております。

さらに、高齢者や子ども、いわゆる「交通弱者」への支援や交通事故の防止対策も喫緊の課題であることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 地域公共交通への支援について

地域公共交通は、住民生活に必要な不可欠な社会・経済活動の基盤であることから、地域公共交通事業に必要な財源を確保すること。

また、運転手の高齢化に加え、担い手不足も課題となっていることから、事業者が運転手の確保や人材育成などに十分に組みこめるよう、事業者への支援を行うこと。

2 地方バス路線について

(1) 現行補助制度の補助率の引き上げや補助基準の見直し等、助成措置の維持・拡充を図ること。

とりわけ、広域的・幹線的路線バスが将来にわたり持続可能な公共交通手段として維持・確保するため再編等を行った路線については、補助要件の緩和等、助成措置の拡充を図ること。

(2) 新型コロナウイルスの影響は、路線バスを利用することの多い高齢者にとって大変大きく、これまで以上の利用者の減少が危惧される。少子高齢化が進む過疎地域など補助要件を満たすことが困難な地方の実情を考慮し、引き続き補助制度の基準緩和など路線バスの維持に向けた対策を講じること。

3 デマンド型交通システム及びコミュニティバスについて

デマンド型交通システム及びコミュニティバスに対しては、地域の実態に即した運行ができるよう財政支援措置の拡充を図るとともに、制度面での柔軟な措置を講じること。

4 交通弱者支援について

買い物等が困難な交通弱者を支援する市町村の取り組みや民間事業者のサービスに対する財政支援措置を講じるとともに、制度面での柔軟な措置を講じること。

5 高齢者の運転免許証返納事業への支援について

高齢者が第一当事者となる交通事故の減少を目的とし運転免許証返納事業に市町村がそれぞれ取り組んでいるところであり、さらなる取組を推進するため、国や県による財政支援措置を講じること。

6 交通安全対策について

交通事故発生箇所や、事故が危ぶまれる箇所への信号機の設置は、柔軟な対応で設置をすること。

また、雪国会津においては、除雪車による横断歩道や停止線の剥離が多く見受けられることから、見えにくい白線は速やかに補修すること。

27 鳥獣被害対策に係る支援について

国	農林水産省（林野庁）、環境省
県	生活環境部、農林水産部、土木部

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約5割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県において各種対策を講じており、一定の成果が出ている状況にありますが、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

また、イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環

境被害や農作物被害が急速に増加しているほか地域住民や観光客が襲われるなど人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

イノシシ及びニホンジカの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許取得等を希望する者の支援をすると共に、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 国立公園内の刈り払いについて

ツキノワグマの生息域は拡大し、磐梯朝日国立公園内の集落や生活道路、遊歩道、登山道での目撃が相次いでいることから、地域住民や観光客の安全・安心を確保するためにも、国立公園内の誘引木の伐採や刈り払いについて、制度面での柔軟な措置を講じること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と早期の交付決定について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、鳥獣被害防止総合対策交付金について要望額どおりの交付及び早期の交付決定を実施すること。

6 森林整備の充実強化について

人との生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣対策の観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施し、鳥獣の生息場所や移動経路となることの防止に努めること。

7 河川の刈り払いについて

ツキノワグマやイノシシなどの人的被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払いを、計画的かつ継続的に実施すること。

8 野生鳥獣肉（ジビエ）の出荷制限等の解除条件の見直しについて

本県の野生鳥獣肉（ジビエ）は、県域を原則として、出荷制限等が継続している。

原子力災害対策本部により「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の見直しを行っているが、更なる検証を行い、解除区域及び条件の検討を行うこと。

9 捕獲報奨金制度の支援強化について

原発事故に伴う野生鳥獣肉（ジビエ）に関する出荷・消費等の制限などの本県特有の事情により、捕獲した鳥獣の食肉利用の観点では、他県に比して圧倒的に不利な状況下にあるため、捕獲従事者の捕獲意欲の低下が発生しないよう、制限が解除されるまでの間、県内市町村に対する例外的な捕獲報奨金の上乗せ制度等を創設し、他県の捕獲従事者の受益状況との格差是正を図ること。

28 復興係数・歩掛りの被災地特例継続について

国	国土交通省
県	土木部

東日本大震災の被災3県を対象として、土木工事に適用されている復興係数・歩掛りにつきましては、令和5年度までの延長が示されていますが、今後の継続については未定とされているところです。

会津地方においても、建設産業を取り巻く環境は他産業と比べ高齢化が進んでおり、このままの状況が続けば災害時の早期復旧等に大きな不安を残し、地域の安全安心を確保することができなくなる恐れがあります。

今後も少子化が進む中で、建設産業に優秀な若い人材を確保するためには、建設産業の待遇改善を図ることが求められておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより民間建設投資も不透明であることから、このままの状況が続けば若い離職者が増加することも懸念されます。

つきましては、必要な建設事業を着実に進めるとともに、建設産業における働き方改革の推進・担い手の育成を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

復興係数・歩掛りの被災地特例を令和6年度以降も継続すること。

「教育再生・学力向上」を推進するための要望

29 小規模校における教職員等の配置について

国	文部科学省
県	教育庁

会津地方の小中学校では出生数の減少に伴い児童生徒数は年々減少し、各市町村において学校の統廃合も進められてきましたが、それでもなお小学校においては複式学級が存在している現況にあります。

福島県では、「複式学級の学力向上」のために非常勤講師の加配をしていますが、基準にあわない自治体は、厳しい財政の中で、独自の予算により講師を確保せざるを得ない状況にあります。

また、事務職員の配置がなされていない学校も存在し、児童生徒の健全育成や円滑な学校運営に支障をきたしていることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 複式学級の解消について

全ての複式学級に常勤の講師を配置するなど、実質的に複式学級を解消すること。
特に高校進学を目前に控えた中学3年生を含む複式学級を設置せざるを得ない学校へは、手厚い教員の配置を早急を実現すること。

2 複式学級編制の基準見直しについて

現行、小学校では2学年あわせて16人までが複式学級編制としているが、基準となる人数について、1年生を含む場合の基準となっている8人に統一して引き下げるなど、複式学級編制の基準を見直すこと。

3 事務職員の配置について

事務職員不在の学校へは、早急に配置すること。

4 養護教諭の配置について

養護教諭不在の学校へは、早急に配置すること。

「教育再生・学力向上」を推進するための要望

30 学校への専門スタッフの配置に係る財政支援について

国	文部科学省
県	教育庁

教員は、学習指導、生徒指導、保護者への対応等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導していますが、新しい時代の子供たちに必要な資質・能力を育むためには、教員本来の職務に専念できる体制を構築しながら、教育活動の更なる充実を図る必要があります。

社会や経済の進展、変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育、保護者への対応等に関わる課題が複雑化・多様化しています。例えば、不登校の指導には心理教育が、発達障害の指導には医療的アプローチが必要であるなど、学校や教員だけでは、迅速で適切な対応をとることができないような課題が増えています。

国際調査等によると、我が国の教員は、授業に関する業務が大半を占めている欧米の教員と比較すると、授業の他に生徒指導など様々な業務を行っていることが明らかとなっており、勤務時間も国際的に見て、長いという結果が出ています。

国は、学校が複雑化・多様化した課題を解決し、子供に必要な資質・能力を育ていくためには、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することの必要性を述べています。

その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「専門性に基づくチーム体制」を整備し、学校の機能を強化していくことが重要と考えることから、下記の事項を要望いたします。

記

今後、全ての学校において、専門性に基づくチーム体制を迅速に構築し、課題解決に当たれるよう、心理や福祉、医療等の専門スタッフの配置に対する財政支援を図ること。

「教育再生・学力向上」を推進するための要望

3 1 スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について

国	文部科学省
県	教育庁

近年の貧困格差の拡大や、情報社会の複雑化など社会情勢の大きな変化などにより、市町村の幼稚園及び小・中学校において、ネグレクトやいじめ・不登校などへの対応が必要な児童生徒も増加し、また、それらの要因ともなる家庭や保護者の状況・意識も複雑化しており、早急な対応が求められています。

しかしながら、これらの児童生徒と家庭や学校などとの関わりにおいて、適切に支援・相談・コーディネートできるスクールソーシャルワーカーが、現状では十分に配置されていない状況にあります。

スクールソーシャルワーカーが適正に配置され、幼児教育から対応することにより、児童生徒の変化に早い段階より対処でき、更に継続性を持った対応が可能となります。

また、いじめ・不登校などの要因を早期に発見することにより、様々な問題行動の未然防止に繋がり、健全な学習環境が整えられることから、下記の事項を要望いたします。

記

スクールソーシャルワーカーについて、市町村における不登校児童生徒の人数・相談件数及び幼児教育からの対応を勘案し、対応時間が十分確保できるよう、そのスクールソーシャルワーカーの増員を図ること。

「教育再生・学力向上」を推進するための要望

3 2 公立学校施設の整備に対する支援の充実について

国	文部科学省
県	教育庁

学校施設は児童生徒が学習・生活する場であり、災害発生時には、緊急避難場所としての機能を有する重要な施設となっています。

しかしながら、例えば喜多方市の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建築された施設が多く、老朽化が進行していることから、今後は計画的な改修・改築等を進め、予防保全型の維持管理により突発的な修繕を減らし、安全・安心で快適な環境づくりを目指すとともに、時代の要請に対応した施設設備の整備が必要となっています。

一方、こうした教育環境の充実を図るには多額の費用を要するため、財源の確保が老朽化した学校施設を抱える市町村共通の課題となっております。

つきましては、学校施設としての適切な機能を維持し、危険箇所等の解消や時代に対応した施設設備の整備など、安全で楽しく学ぶことができる教育環境の実現に向けて、下記の事項を要望いたします。

記

市町村の財政状況が極めて厳しい状況にあることから、学校施設の改修、改築事業を計画的に推進できるよう必要な財源を確保するとともに、国の補助単価等について実勢価格に即した見直しや補助率の引き上げなど財政措置の拡充を図ること。

「教育再生・学力向上」を推進するための要望

3 3 G I G Aスクール構想に係る支援の拡充について

国	文部科学省
県	教育庁

国は、「G I G Aスクール構想」の推進を掲げ、子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現を目指しており、会津地域の各市町村においても1人1台端末と高速大容量通信ネットワーク環境の整備を行ったところです。

これらの教育I C T環境を有効に活用し、「G I G Aスクール構想」を実効性のあるものとしていくため、下記の事項を要望いたします。

記

教育I C T環境をより有効に活用するため、1人1台端末やネットワーク環境の運用・保守費用などのハード面の支援及びデジタル教材購入費、教員のI C T活用指導力育成に向けた費用などのソフト面の支援といった両面について必要な財政支援を行うこと。

特に、今後4、5年内には1人1台端末が相次いで更新期限を迎えることから、国としての機器更新の在り方や財政措置の考え方を早期に示すとともに、過重な地方負担とならないよう財政支援措置を講じること。

また、1人1台端末を学校や家庭で日常的に活用していくためには、「I C T支援員」や「G I G Aスクール運営支援センター」による支援が重要であることから、国による補助の継続・拡充を図ること。

【県への重点要望事項】

3 4 18 歳以下の医療費無料化の継続等について

県	保健福祉部
---	-------

今日、少子化が進むなか、安心して子どもを産み育てる環境を整備することは、行政にとって喫緊の課題であります。

県内の各市町村においては、厳しい財政運営の中、医療費無料化の対象を一般財源により独自に小学校3年生まで拡大してきた経過にありましたが、福島県が平成24年10月より「小学校4年生～18歳以下の医療費無料化」を実施したことにより、東日本大震災及び原子力発電所事故を経験した福島県において、子育ての環境がより向上し、子どもを育てていくことへの不安軽減にもつながりました。

つきましては、子育て支援の観点からも、「18歳以下の医療費無料化」は継続して取り組むべき事業でありますことから、下記の事項を要望いたします。

記

1 医療費無料化の継続について

18歳以下の医療費無料化を継続するとともに、小学校1年生から小学校3年生までの児童に係る医療費についても、県補助の対象とすること。

2 所得制限及び1,000円未満控除の撤廃について

就学までの乳幼児に係る医療費補助金の所得制限及びレセプト1,000円未満の控除を撤廃すること。

3 財源の恒久化について

当該助成にかかる財源を恒久化し、将来的に市町村の財政負担が増加することのないよう努めること。

3 5 ひとり親家庭医療費助成の充実について

県	保健福祉部
---	-------

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計の維持を一人で担っており、その両立は大変困難で経済的にも厳しい状況にあります。

ひとり親家庭に対する支援制度の1つである「福島県ひとり親家庭医療費助成事業」は、支払った医療費から1世帯同一受診月あたり1,000円を除いた額を助成対象としており、この1,000円を除外対象としていることで事務が煩雑化するだけでなく、医療機関にも大きな負担増となり、医療費の窓口無料化の実施が難しい状況となっています。

そのため、ほとんどの市町村において、ひとり親家庭医療費資格登録者が医療機関を受診した際に医療費を支払い、その後に助成費を支給する「償還払い方式」を採用しています。

このことで、ひとり親家庭から、医療機関を受診した際の医療費を支払うことができないといった不安から受診を控えたり、高額な医療費の場合、助成費の支給が遅れると他の支払いが困難になるなどの相談が市町村窓口寄せられています。

上記の状況を踏まえ、会津若松市では平成29年10月診療分より、1登録世帯同一受診月1,000円以下の自己負担を廃止し、原則窓口無料化に向けた支給方法の変更を実施したところであります。

このように医療機関等の窓口での負担を無くすことで受給者の経済的負担を軽減し、また医療機関を受診しやすい環境をつくることで、早期受診により重篤化を防ぐとともに、ひとり親家庭の自立を促進する効果があると考えております。加えて、子どもの貧困対策が国県も含めて社会全体の取り組むべき課題となっており、こうした取組が子どもの貧困対策の有効な施策につながっていくことも期待されることから、下記の事項を要望いたします。

記

ひとり親家庭の自立を促進し、安心して子育てができる環境整備に寄与するためにも、ひとり親家庭医療費助成補助金の1登録世帯同一受診月1,000円控除を撤廃すること。

3 6 屋内型子育て支援施設の整備・運営に係る

財政支援について

県	保健福祉部、こども未来局
---	--------------

会津地方は、盆地特有の内陸性気候により夏は厳しい暑さが続き、冬は降雪等により長期間にわたり屋外での活動が制限される気象条件のため、県内の他地域と比較して、子どもの通年の身体活動量が確保しにくい状況に置かれています。

令和3年度学校保健統計調査の肥満傾向児出現率において、本県は都道府県別で調査対象年齢のすべての年齢で全国平均を上回っており、早期改善に向けた対策が必要です。

また近年、核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、育児をする親が孤立し、育児不安を抱えるケースや子どもとのコミュニケーションがうまく取れず児童虐待につながる事例が増えています。

このような状況にあって、子どもの健全育成を図るためには、親同士が情報交換を通して子育ての不安や悩みを解消することができ、また、天候に影響されずに親子が一緒に体を動かしながらふれあいを深め、子どもの健康増進にもつなげることができる天候に影響されない屋内施設が必要であります。また原発事故後、県内各地で多くの子どものための屋内施設が整備されてきましたが、その多くは中通り・浜通り地方に集中しており、同じ福島県内でも地域によって格差が生じている状況にあることから、下記の事項を要望いたします。

記

屋内型子育て支援施設の整備・運営に係る助成制度の充実を図り、施設の設置・運営に要する財政措置を講じること。

37 子どものフッ化物洗口事業の推進について

県	保健福祉部、教育庁
---	-----------

福島県の子どものむし歯有病者の割合及び一人あたり平均むし歯本数は、全国と比べて多く、令和3年度学校保健統計調査においても全国の割合を上回っている状況です。

子どもの頃からのむし歯予防は、将来の歯と口腔の健康、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸にもつながることから、積極的に取り組む必要があります。

このため、県では、国においても有効性が評価され、先進自治体においても効果が実証されているフッ化物洗口について、フッ化物応用マニュアルを作成し就学前からの利用を勧め、平成28年度からは、市町村が行うむし歯予防事業に要する経費に対して補助金を交付するなど、歯科保健の向上につなげております。

フッ化物洗口については、効果が現れるまでに数年の期間を要することから、就学前から学齢期において長期的に継続して実施することが必要であり、市町村が学校保健活動と協力して県内統一した取り組みとすることで、地域における健康格差の縮小が期待できます。

平成28年度以降、補助金を活用することでフッ化物洗口事業を開始した施設も多く、事業に係る経費の確保は継続した取り組みのために重要です。

つきましては、市町村が長期的に取り組みを継続できるよう下記の事項を要望いたします。

記

1 学校におけるフッ化物洗口事業の県内統一した取り組みについて

当該市町村が行うフッ化物洗口事業について、県内小・中学校において統一した取り組みとすること。

2 補助制度の期限延長について

当該市町村が行うフッ化物洗口事業に係る補助制度の期限を延長し、補助対象を新たに実施する施設のみに限定せず継続して実施する施設も含むものとする。

3 対象範囲の拡大について

中学校1年生から中学校3年生までの実施に係る経費を対象に加えるなど、補助制度の充実を図ること。

3 8 自然環境の保全対策について

県	生活環境部、農林水産部、土木部
---	-----------------

猪苗代湖をはじめ只見川、阿賀川等は、観光レクリエーションの場として多くの住民が訪れるほか、飲料水や発電、かんがい用水としても利用され、当地方の貴重な資源となっていますが、一方で、台風・大雨などの自然災害により流木などが漂着し、また、猪苗代湖においては、季節によってはヨシくずなどが浜辺に漂着すること等による水質汚濁が問題となっています。

また、過疎化が進む当地方においては、汚水処理事業の重要性を認識しながらも財政的・技術的な理由により、汚水処理施設の未整備地域がまだ多く存在し、これによる生活排水も水質汚濁に影響を与えています。

湖などの閉鎖性水域は、いったん水質が悪化すると、その回復に多くの費用と時間が費やされることとなります。

近年、猪苗代湖においては、地元住民や環境保全団体などによる水質改善・保全への取組みにより、美しい環境への意識が高まってきていることは大変喜ばしいことであります。

さらに、今後、地元住民と豊かな自然環境を求める都市部の住民との交流を活発化させ、交流人口を拡大しながら、一層の地域活性化へつなげていかなければなりません。

つきましては、全国に誇れる会津の貴重な水資源・水環境の保全が図られるよう、下記の事項を要望いたします。

記

1 流木等の撤去処理について

猪苗代湖の環境保全を図るため、流木やヨシくず等は河川管理者である県が継続的に撤去処理を行うこと。

2 農業集落排水事業等への支援について

ふくしまの美しい水環境整備構想を推進するため、公共下水道事業をはじめ農業集落排水事業等において窒素及びリンを除去するための維持管理経費に対し財政支援を図ること。

3 合併処理浄化槽設置の制度拡充について

合併処理浄化槽設置に対する補助要件の緩和及び補助率の拡大など制度の拡充を図ること。

39 県立高校の再編以降のあり方について

県	教育庁、企画調整部
---	-----------

少子化に伴う中学校卒業生数が減少する中で、県教育委員会は「県立高等学校改革基本計画（2019年度～2028年度）」を策定し、平成31年2月には既存の高校の統合案を含む再編方針を発表しました。

当該計画に基づき、会津地方では8校が新たに4校に再編されたものの、猪苗代高校や西会津高校、川口高校、只見高校の4校は、地理的条件や公共交通機関の状況等から、近隣の高等学校への通学が極端に困難との理由や地元からの入学者の割合が著しく高いとの理由により、再編の対象とはならず存続されております。

少子化の進行により中学校卒業見込者数は今後もさらに減少し、高校の適正な運営が難しくなっていくことが見込まれますが、地域から高校が無くなることは、地域の活力や魅力の低下につながり、一層の人口減少や過疎化に拍車をかけることとなり、とりわけ高齢化や人口減少が続いている地域にはマイナスの面しかないことから、下記の事項を要望いたします。

記

1 教育環境の整備について

再編方針において、高校が「進学指導拠点校」「地域協働推進校」など5つに分類され各高校の目的がより明確にされたことから、目的に沿った教育環境の整備を図ること。また、統合後も地域の実情や要望等を踏まえ、さらなる教育環境の充実を図ること。

2 小規模校における魅力ある学校運営について

再編方針における地域協働推進校に分類された小規模校では、引き続き生徒の確保が課題であり、他地域からの入学者の増につながるような魅力のある学校運営が必要と考えられることから、地域の特徴を活かした魅力ある学校運営と豊かな人材の育成を図ること。

3 地域協働推進校における教職員の配置について

学級減により教職員の定数が減り、教育の質の低下を招くことが懸念されることから、一定の教職員数を確保し、生徒の個性を踏まえた多様な進路が実現されるよう指導の充実を図ること。

4 統合後の地域振興策の実施について

統合に伴う地域経済への影響、地域活力の低下を最小限に留めるため、新たな振興施策や対策を講じること。

40 小中学校における特別支援教育支援員の配置について

県	教育庁
---	-----

特別支援を必要とする児童生徒の通常の学級等での受け入れに関して、児童生徒及び保護者等の希望を優先しつつ、児童生徒の成長及び学習の速度に沿ったきめ細かな対応が必要となってきています。

また、近年共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められており、教育の現場においても、その実現に向けた取り組みが実施されてきている現状にあります。

このような中、現在、市町村の義務教育を実施する現場においては、更なる多様性と、日々変化する児童生徒の個々の障害等の状態に適応した教育等が求められており、さらに厳しい財政状況の下、特別支援教育支援員を配置し、それらに対応をしている状況であります。

しかしながら、近年の障がいのある児童生徒の状態等も多様化し、対象の児童生徒が増加しており、複数の支援員の配置が必要となっている状況が拡大していることから、下記の事項を要望いたします。

記

特別支援教育支援員の配置に関する予算について、県による更なる上乗せが出来る制度を創設し、充実を図ること。

4 1 会津大学を中心とした産学官連携の推進について

県	総務部、商工労働部
---	-----------

近年、大学には教育・研究機関としての役割に加えて、地域貢献活動にも取り組むことが求められているほか、中小企業にとって大学が持つノウハウ、シーズを活用することは、企業の抱える問題解決のために大きなメリットがあります。

会津大学は平成5年の開学以来、数多くの優秀なITスペシャリストを輩出しており、コンピュータ専門の大学として世界的にも有数の大学であります。

平成25年3月には、同大学に東日本大震災や原子力発電所事故からの復旧・復興を目的として、更なる企業集積や人材育成事業をはじめ、基礎研究から実用化・事業化に向けた研究開発、産学官連携の推進拠点となる会津大学復興支援センターが設立されたところであり、さらに平成26年9月には、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」の採択を受け、世界で活躍する革新的ICT人材の輩出を基本構想として、人材交流の強化や海外インターンシップの強化などの取り組みが進められています。

こうした同大学の取り組みは、当地域の強みや特長を活かした新産業の創出と既存産業の競争力強化につながるものであり、会津若松市においては、平成31年4月にICT関連企業の集積の受け皿となるスマートシティAICT（アイクト）を整備し、官民連携の事業として取り組んでおります。今後、さらなる地域雇用の拡大と地域経済の活性化が期待されることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 人材交流事業の促進について

会津大学の研究・世界的な人材ネットワークを核とした人材交流事業を一層促進すること。

2 産学官連携活動拠点としての促進について

地域の特長や強みを活かしつつ、多様な分野との産学官連携活動が行われる拠点として、産学の研究シーズ・ニーズの仲介・連携を促進すること。

4 2 工業系の高度産業人材育成機関の設置について

県	商工労働部
---	-------

会津地方が将来にわたって持続的な発展を遂げていくためには、地域企業の競争力を強化していかなければなりません。そのためには優れた工業系スキルや社会人基礎力を身に付けた実践力のある工業技術者（以下、「産業人材」という。）を、産学官連携によって育成し、安定的に確保する体制が必要です。

しかしながら、当地域には、工業高等専門学校などの工業系の高度な産業人材育成機関が設置されていない状況であり、地域企業からも、設置について非常に強い要望があります。

つきましては、会津地方の更なる経済活性化を推進するため、下記の事項を要望いたします。

記

1 会津地方での高度産業人材育成機関の新設について

会津地方に、高校卒業者を対象とした工業系の高度産業人材育成機関として、ものづくり学科などから構成される高等教育機関を新設し、地域に必要とされる産業人材の育成を図ること。

2 県立テクノアカデミー会津への社会人短期課程の開設について

県立テクノアカデミー会津において、地域企業のニーズを踏まえた工業系の社会人向け短期課程を開設し、社会人教育の充実と産業人材の育成を図ること。

4 3 県営工業団地の整備について

県	商工労働部
---	-------

会津地方においては、リーマンショック以降、地域経済を牽引してきた半導体や自動車関連企業において事業再編や人員削減が行われ、雇用環境はじめ、厳しい経済状況が続いており、さらに東日本大震災と原子力災害による風評被害で、基幹産業である農業、観光業等に影響を受けています。

これまで、地元市町村においては、財政規模等から比較的小規模な工業団地の整備に努めてきましたが、将来にわたって、地域の活力の維持・増進を図っていくためには、中核的工業団地の整備による企業立地が必要不可欠であります。

つきましては、会津地方において産業振興と雇用創出を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

会津地方において、企業の立地ニーズに迅速に対応する先行造成型の県営工業団地の整備を図ること。

4 4 「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」の 事業継続について

県	商工労働部
---	-------

東日本大震災及び原子力第一発電所事故以降、県による産業の復旧・復興や地域経済活性化の取組として、設備の新增設と雇用創出を推進する「ふくしま産業復興企業立地補助金」や「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」の制度により、これまで多くの新規投資及び新規雇用が創出され、会津地方を含む県内地域経済における復興の大きな原動力となっています。

一方で、中小企業を取り巻く経営環境は予断を許さない状況にあるとともに、これまで工場の新規立地や増設を牽引してきた「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、令和2年度以降、対象地域が重点化された上で、申請期限を令和5年度末まで、運用期限を令和7年度末までとする延長が認められておりますが、対象に含まれず制度を活用ができない地域もあり、企業力向上のための付加価値をプラスする新增設の動きを継続させる必要があることから、下記の事項を要望いたします。

記

本県の産業基盤をさらに強化し、首都圏からUターンする人材の雇用の場を確保するため、令和6年度以降においても「ふくしま産業活性化企業立地促進補助金」を継続すること。

4 5 水素エネルギー等の普及拡大について

県	企画調整部
---	-------

今後、水素エネルギーは多様な用途に使われることが見込まれ、化石燃料に替わる未来のエネルギーとして中心的役割を担うことが期待されています。

そのような中、福島県は、国や関連企業とともに示した「福島新エネ社会構想」の中で、今後、「水素モビリティ等の更なる導入拡大」に取り組んでいくとしており、また、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021」においては、2030年度までに20基（14カ所程度）の水素ステーションを整備することを目指しています。

福島県では現在、燃料電池自動車等に燃料を供給する定置式水素ステーションを県内に導入する事業について、民間法人に対する補助事業が実施されており、県内において一定の導入事例がありますが、会津地方においては未だその事例がありません。

水素供給設備の整備により、燃料電池自動車ユーザーの経由地や目的地となることで交流人口の増加やインフラ整備に伴う新たな産業の創出、周辺施設の開発が進み地域の活性化に繋がっていくものと期待されます。

会津地方を含めた県全体において「水素社会」を構築するために下記の事項を要望いたします。

記

市町村と連携し、会津地方の事業者等とともに体制整備を図り、水素供給設備の整備や燃料電池自動車の普及に向けた協議・検討を継続して行うこと。

4 6 県営武道館の建設について

県	文化スポーツ局
---	---------

会津地域は、「剣道」「柔道」「弓道」「薙刀」「空手」をはじめとする「武道」が、競技レベルから生涯スポーツまで幅広く親しまれており、「ならぬことはならぬものです」の精神とともに住民生活に根付いた土地柄であります。

また、中学校教育において「武道」が必修化となり、そのさらなる振興と「武道」を通じた精神鍛錬が期待されます。しかしながら、既存の施設は複合施設であるため広域・全国レベルの大会等の開催誘致には至りにくく、「武道」を通じた交流やそれに伴う地域の活性化につなげにくい状況にあります。

つきましては、会津地域はもとより福島県内の武道振興と、武道専門競技施設整備による地域活性化を図るためにも、下記の事項を要望いたします。

記

福島県内の武道競技振興の拠点となる施設整備のあり方を早急に検討し、会津地域に全国レベルの大会開催が可能な規模の県営武道館（武道専門競技施設）の整備を図ること。

「豊かなまちづくり」に関する要望

4 7 一般国道及び主要地方道等の整備について

県	土木部
---	-----

会津地方の発展には、一般国道はもとより各市町村をつなぐ主要地方道や、一般県道の整備が必要不可欠です。

地方にとっての道路は、地域住民の生活に欠くことの出来ない生命線であり、地域社会・経済を支える基本インフラであります。

しかしながら、当地方は山間部が多く、その上、豪雪地帯でもあることから、狭隘な箇所があり、特に冬期は車両のすれ違いもままならないことがあるため、より安全で利便性の高い道路網の整備が求められています。

つきましては、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備促進に向けて、下記の事項を要望いたします。

記

1 次に挙げる主要地方道及び一般県道の整備促進を図ること。

(1) 米沢猪苗代線 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
猪苗代町沼ノ倉～三ツ屋間	歩道設置

(2) 喜多方会津坂下線 【狭隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津坂下町三谷地内	狭隘箇所改良

(3) 会津坂下会津高田線 【狭隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津美里町沢田地内	交差点改良（右折レーンの設置）

(4) 会津高田上三寄線 【狭隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津美里町穂馬地内	拡幅改良

(5) 柳津昭和線 【狹隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
柳津町大字芋小屋地内	改良
柳津町大字黒沢地内	改良

(6) 会津坂下河東線 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町地内（十文字交差点～J R 堂島駅南）	自歩道の設置
会津坂下町台ノ宮公園入口～台ノ下交差点付近	歩道整備

(7) 会津坂下山都線 【狹隘】

要 望 箇 所	工 種
喜多方市山都町河原田地内	改築

(8) 会津高田柳津線 【狹隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
柳津町一王町地内	交差点改良
柳津町軽井沢地内	改良
会津美里町赤留地内	改良
柳津町大字柳津字打越地内	改良
柳津町大字猪倉野字監ヶ曾根【柳】地内	改良

(9) 会津若松三島線 【狹隘・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市神指町	新橋梁建設
会津若松市新横町地内 ほか	改良
柳津町湯八木沢～久保田	改良
柳津町銀山地内	車両通行止め部分改良
三島町宮下上ノ山～大谷字鳥海	改良（バイパス化）
三島町大谷～柳津町黒沢（大谷峠）	改良

(10) 喜多方西会津線 【狹隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
喜多方市慶徳町豊岡～山都町小舟寺地内	改築
喜多方市高郷町峯～西会津町登世島地内	改築

(11) 塩川山都線 【狭隘】

要 望 箇 所	工 種
喜多方市慶徳町新宮	改築

(12) 会津若松裏磐梯線 【狭隘・屈折・延伸】

要 望 箇 所	工 種
磐梯河東 I C～一箕町松長間	改良 (バイパス化)
北塩原村細野～金山間	改良
源橋ロータリー～旧表磐梯料金所	改築 (拡幅・防雪工事)

(13) 北山会津若松線 【狭隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町大田原地内～町北町上荒久田地内	自歩道の整備 改良 (バイパス化)
喜多方市熊倉町熊倉～金沢地内	改築 (バイパス化含)

(14) 会津坂下会津本郷線 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市北会津町小松地内	自歩道の設置
会津美里町字荒井前地内	自歩道の設置

(15) 滝谷桧原線 【狭隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
三島町滝谷桧原地区	改良 (バイパス化)

(16) 栗山館岩線 【狭隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町湯ノ花～水引地区	改良 (拡幅・橋梁)
南会津町水引～栃木県境	改良 (拡幅)

(17) 高崎田島線 【狭隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
下郷町白岩～湯野上間	改良
下郷町水門～白岩間	改良 (バイパス化)
下郷町落合地区	改良 (拡幅)
南会津町長野地区	改築 (拡幅)

(18) 大倉大橋浜野線 【狹隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町鴫巣～浜野	改築(拡幅)
南会津町大橋地区	防雪(スノーシエッド)

(19) 黒磯田島線 【狹隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
福島県～栃木県境	改築(バイパス化・トンネル化)
県道高崎田島線交差部～栗生沢	改築(拡幅)

(20) 沼田檜枝岐線 【狹隘・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村御池～沼山峠	改良(拡幅)

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。

2 次に挙げる一般国道の通行止め期間を早期に解消すること。

国 道	要 望 箇 所	要 望 内 容
401号	博士峠	ずい道化並びに冬期間通行止め解消
400号	杉峠	冬期間通行止め解消
252号	新潟県境	冬期間通行止め解消
401号	新鳥居峠	ずい道化並びに冬期間通行止め解消

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。

3 冬期道路交通対策等について

県が管理する道路や橋梁、更に各種施設周辺については、一度にまとまった積雪となる近年の降雪状況を踏まえ、きめ細かな除排雪体制をとるとともに、適時適切な除排雪を行うこと。

また、地吹雪による交通障害を解消するため、防雪柵の整備等を図り、住民生活の安全・安心の確保に努めること。

4 会津若松熱塩温泉自転車道線（県道392号）の整備促進について

地域住民の健康増進と広域的観光レクリエーション施設としての、「会津若松・熱塩温泉自転車道線」の早期全線供用開始に向け、一層の整備促進を図ること。

5 布沢横田線（県道352号）松坂峠のトンネル化について

平成23年7月新潟・福島豪雨で布沢横田線は国道252号の迂回道路として重要性が再確認された。松坂峠をトンネル化し、通年通行可能な整備を促進すること。

6 次に挙げる一般国道の整備促進を図ること。

また、その際は環境や地域住民の意向を考慮し、道路のバリアフリー化、無電柱化などに配慮するとともに、適切な維持管理に努めること。

(1) 118号 【狭隘・屈折・交通渋滞】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（芦ノ原～二川橋）	改築（拡幅）
下郷町（小沼崎地内）	改築（バイパス）
会津若松市古川町～門田町	改築（歩道拡幅）

(2) 121号 【狭隘・屈折・交通渋滞・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市河東町（十文字交差点）	改良
下郷町（大内宿入口交差点）	改良
南会津町田島地内（踏切）	防雪（無散水消雪）
南会津町田島地内（田島バイパス下郷側接続部）	改築

(3) 252号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
三島町早戸字滝原地内	改良（拡幅・スノーシェッド）
三島町～金山町～只見町（冠水区間）	改築（浸水対策）
金山町中川～水沼地区	改築（拡幅）
柳津町～只見町只見地内	2次改築（防雪工事）
只見町宮湊地内～六十里越（新潟県境）	改築（防雪工事）
会津若松市七日町地内	電線類地中化、無散水消雪

(4) 289号 【狭隘・屈折・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
南会津町針生地内	改築（登坂車線）
南会津町片貝～下山地内	改築（拡幅）
只見町小林～大倉地内	改築（バイパス、橋梁）
只見町長浜地内	改築（バイパス）
只見町只見地内	改築（拡幅）
八十里越	改良（ずい道化）
南会津町東地内	防雪（無散水消雪）
南会津町静川地内	改築（歩道整備）

(5) 294号 【安全確保】

要 望 箇 所	工 種
会津若松市湊町（原地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（四ツ谷地区）	改築（バイパス）
会津若松市湊町（小坂地内）	線形改良

(6) 352号 【狭隘・屈折・通行不能】

要 望 箇 所	工 種
南会津町（中山峠）	改良（拡幅・防雪（無散水消雪）・橋梁新設）
南会津町松戸原～福渡間	改築（拡幅）
南会津町～檜枝岐村～県境金泉橋間	改築（拡幅・防雪）
南会津町たのせ～耻風間	改築（拡幅）
南会津町内川～大原地内間	改築（拡幅）

(7) 400号 【狭隘・屈折】

要 望 箇 所	工 種
下郷町（田島バイパス3工区）	改築（バイパス）
昭和村大芦地内	改良（拡幅）
金山町坂井地内	改良（勾配修正）
金山町川口地内	改良（拡幅）
金山町堂平地内	改良（拡幅）
杉峠（杉峠工区）※冬期間の通行止め解消	改良（ずい道化）
三島町（三島大橋～高清水橋）	改良（拡幅）
南会津町高野	改良（拡幅）

(8) 401号 【通行不能・狭隘】

要 望 箇 所	工 種
檜枝岐村七入～群馬県側（※ 現在、福島県と群馬県の間は、地続きでありながら自動車で行ける道路が存在しない日本で唯一の県境である。）	調査
南会津町 大新田～古町間	改築（自歩道拡幅）
南会津町 木伏地区	改良（橋梁）
新鳥居峠（冬期通行不能）	改築（ずい道化）
博士峠（冬期通行不能）	改築（ずい道化）
会津美里町永井野地内	改築（拡幅）
会津美里町権現宮地内	改良（拡幅）
会津若松市北会津町（高田橋）～会津美里町（鶴沼橋）	改築（拡幅）・交差点改良
昭和村大芦地内	改築（バイパス）

(9) 459号 【急峻・狭隘・交通渋滞・通行不能・安全確保】

要 望 箇 所	工 種
西会津町徳沢～杉山間	改築（拡幅）
西会津町奥川大字大綱木地内（字反口）	改築（線形改良）
喜多方市（上町工区）上町～新町間	改築（電線地中化・消雪施設）
喜多方市藤沢～喜多方市一郷間	改築（拡幅）
喜多方市宮古～堂山間	改築（バイパス）
北塩原村京ヶ森～長峯間	改築（歩道整備）
裏磐梯～猪苗代町三ツ屋間	改築（拡幅）

※事業着手した路線については、整備の促進として継続要望している。